

消防予第153号  
平成14年5月22日

各都道府県消防主管課長 殿

消防庁予防課長

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等の  
運用について（通知）

「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成13年5月16日付け消防予第155号・消防危第61号。以下「155号通知」という。）について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

問1 共同住宅、事業所等に付属している自走式駐車場で、水系の消火設備を設置する場合に、新たに水源水槽等の設置を要するものについては、155号通知第1、1、(1)、②、※2(w4)の「防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが非常に大きくなる」場合に該当するものとして取り扱うこととしてよいか。

答 お見込みのとおり。

問2 自走式駐車場と機械式駐車場が併設されているもので、自走式駐車場部分と機械式駐車場の間がシャッター等で区画されていないものについては、全体を155号通知別表第1中の「自走式駐車場」として取り扱うこととしてよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、自走式駐車場の部分と機械式駐車場の部分がシャッター等で区画されている場合は、各々の部分についてクリティカルユースの判断を行われたい。

問3 研究試験室等で、次の(1)から(4)までに掲げるものについては、155号通知第1、1、(1)、②、※2(w1)「消火剤が不適である」及び(w2)「消火剤が放出された場合の被害が大きい」場合に該当するものとして取り扱うこととしてよいか。

(1) 禁水性物質を取り扱う部分があり、水との反応による危険性があるもの((w1)による。)

(2) 高電圧設備が存在し、感電の危険性があるもの((w1)による。)

(3) 毒劇物、放射性物質を取り扱う部分があり、水による汚染の拡大の可能性が大きいもの((w2)による。)

(4) 高価な実験機器が存在し、水損により多大な損害が発生する可能性が大きいもの((w2)による。)

答 (1)から(4)までお見込みのとおり。

問4 クリティカルユースの当否の判断においては、主たる部分の用途がクリティカルユースに該当する場合(通信機室等に付属している発電機室等)には、これに付属する施設等についてもクリティカルユースに該当するものとしてよいか。

答 お見込みのとおり。